

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けられる方へ

柔道整復師から施術を受ける場合は、国民健康保険が「適用されるもの」と「適用されないもの」があります。

国民健康保険が適用されないものは全額自己負担になりますので、正しく理解して施術を受けていただきますよう、お願いします。

【国民健康保険が適用されるもの】

- 1 打撲
- 2 ねんざ
- 3 挫傷（肉離れ等）
- 4 骨折・脱臼 ただし、応急手当以外は、医師の同意が必要です。

【国民健康保険が適用されないもの】

- 1 家事等の日常生活による、単なる疲労・肩こり・腰痛
- 2 スポーツによる筋肉疲労
- 3 負傷原因が不明の筋肉痛
- 4 加齢による身体の痛み
- 5 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛み
- 6 脳疾患後遺症など、慢性病へのリハビリ
- 7 症状改善がみられない長期の施術
- 8 労災保険が適用となる仕事や通勤中での負傷
- 9 病院等において、同じ負傷で治療中のもの

◆◆◆ 施術を受けられるときに、注意していただきたいこと ◆◆◆

- 1 負傷した原因（いつ・どこで・何をして）を、正確に伝えてください。
- 2 「療養費支給申請書」の内容（負傷原因、負傷名、施術内容、日数、金額など）は、よく確認し、必ず自分で署名または捺印してください。
白紙の用紙への署名や捺印は、決して行わないでください。
- 3 領収書（原則、無料で発行することが義務付けられています。）は、必ず受け取り、金額に誤りがないかを確認してください。
- 4 内科的な原因が考えられるため、施術が長期にわたる場合は、一度、医師の診断を受けてください。